こどもの平日休みについて

「こどもの平日休み」とは

家族で過ごす時間や自分自身の進路について考える時間の確 保、児童生徒が所属するクラブチームにおける平日の大会等へ の参加など、こどもや家庭の状況に応じてこどもが平日に休み を取れるようにするものです。「出席停止、忌引等」となり、欠席にはなりません。この制 度は保護者の責任のもと利用してください。年度中に3日まで取得することができます。対象は熊本市立の小学校、中学校、特別支援学校、高等学校 です。

ご留意いただきたいこと

○下記の例を参考に学校へ連絡してください。
(例)すぐーるの欠席連絡で「都合欠」を選択し、備考に「平日休みです」と記入して制度利用の意思を伝える。
○制度を利用することで受けられない授業内容について、特別な補習は行いませんので家庭での自習等をお願いします。
○以下の期間は、制度を利用することができません。

令和8年度　該当学年のみの日もあります。
●入学式・始業式・終業式・卒業式・修了式日
（4/9，4/13，7/21，8/31，12/24，1/8，3/19，3/24）
●見学旅行日
（7/9，10/15，10/16，10/30，11/6、2/18）
●修学旅行日
（11/18、11/19）
●学力調査日
（11/26，11/27）
●授業参観日
（6/26，12/11，2/19）
●遠足日
（2/26）

Q&A

Q1 どうして「こどもの平日休み」の制度を作ったのですか。

こども及び家庭の状況に応じてこどもが平日に休みを取れるようにするためです。

Q2 休みを半日単位でとったり、連続してとったりすることはできますか。
また、残った日数は、次の年度に繰り越すことはできますか。

休みは１日単位です。連続してとることはできますが、残った日数を次年度に繰り越すことはできません。

Q3 どこかへ旅行に出かけてもよいのですか。

旅行に出かけることもできますし、家や地域で過ごすこともできます。大切な授業の代わりになります。家庭でよく話し合って決めてください。

Q4 休んだ日にケガなどをした場合、どうなりますか。

学校の管理下での活動ではないため、学校で任意加入している日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の対象外となります。実施前に家庭で個別に保険に加入することをお勧めします。

Q5 休んだことで、学習が遅れてしまうのが心配です。どうすればよいでしょうか。

「こどもの平日休み」の制度を利用したこどもは、出席停止等と同じ扱いになります。授業で使用したプリントなどがある場合には、学校から後日お渡しすることができます。特別な補習は行いませんので家庭での自習等をお願いします。

お問い合わせ先

熊本市教育委員会事務局
学校教育部　指導課　教育課程班
０９６－３２８－２７２１
※制度を利用できない日や利用申込については各学校